

白岡ニュータウン撮影利用規約

1.撮影可能時間

撮影可能時間は、原則として午前 7:00～21:00 とし、通勤・通学等に迷惑の掛からないように行う事。時間外については、撮影場所・撮影時間により自治会の会議により承認する。

2.撮影の申込みおよび承諾

撮影を希望する場合は、原則として希望日の 3 日前までに撮影使用許可願（書式自由）を提出すること。撮影使用許可願受領後、速やかに撮影の承諾の可否についてご連絡をします。

3.撮影使用料

撮影使用料は、半日（7 時間以内）を 3 万円とし、全日を 5 万円とし、撮影日前日までに自治会に納める。

4.撮影の不承諾と承諾の取消し

下記の事項に該当する場合、この承諾を致しません。また、承諾をした後であっても下記の事項に該当すると判断した場合にその承諾の取消しをさせていただきます。

- ①住民に迷惑が波及されると判断した場合。
- ②公の秩序並びに善良な風俗を乱す恐れがあると判断された場合。
- ③住宅・施設を破損する恐れがあると判断された場合。
- ④事前の申請内容と実際の内容が明らかに異なる場合。
- ⑤約束した支払期日までに撮影使用料の支払いがない場合。

5.撮影実施に際しての注意事項

撮影に際しては、下記事項に配慮願います。

- ①撮影機材等の設置や撮影場所の移動に際しては、住民の妨げにならないよう速やかに行うこと。
- ②撮影スタッフの飲食並びに喫煙は、一定の場所を決めて行うこと。
- ③危険物の持込み、焚き火等、火気の使用をしないこと。

- ④住人のための通路を確保し、事故の起こらないよう安全対策に細心の注意を払うこと。
- ⑤撮影終了後は、ゴミは必ず持ち帰ること。
- ⑥撮影中において、自治会から指示があった場合は、その指示に従うこと。

以上